

(別添)

令和 8 年分路線価における公募	令和 7 年分路線価における公募
(2) 従事者資格 次のイからホまでの条件のいずれにも該当する不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。以下同じ。）とする。 イ 不動産鑑定業者である不動産鑑定士又は不動産鑑定業者の従事者である不動産鑑定士であること。 ロ 過去 3 年間（令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで）において、不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価（公的土地評価に係る鑑定評価を含む。<u>以下、(イ)及び(ロ)において同じ。</u>）を<u>各年 3 件以上</u>行っていること。 なお、不動産鑑定士補となるために必要な実務経験及び不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号、以下「不動産鑑定評価法」という。）第 14 条の 2 に規定する実務修習で実施した不動産の鑑定評価は算入しない。 <u>また、次に掲げる者にあつては、ロに掲げる条件を満たすものとみなす。</u> <u>(イ) 病気等により不動産鑑定業に従事できなかった期間がある者であつて、次に掲げる条件のいずれにも該当する者</u> A <u>過去 3 年 6 か月の間（令和 3 年 7 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日）に、不動産鑑定業に従事した期間が通算して 3 年間以上あること。</u> B <u>不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価を、当該不動産鑑定業に従事できなかった期間を除く直近の通算 3 年間を各年（12 か月）に区切り、各年 3 件以上行っているとともに、少なくともうち 1 件の鑑定評価については、</u>	(2) 従事者資格 次のイから三までの条件のいずれにも該当する不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。以下同じ。）とする。 イ 同左 ロ 過去 3 年間（令和 3 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日まで）において、不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価（公的土地評価に係る鑑定評価を含む。）を<u>年間 5 件以上</u>行っていること。 同左 新設

<u>過去6か月の間（令和6年7月1日から令和6年12月31日）において行っていること。</u> <u>(ロ) 本人又は配偶者の出産等により不動産鑑定業に従事できなかった期間がある者であって、次に掲げる条件のいずれにも該当する者</u> <u>A 過去3年6か月の間（令和3年7月1日から令和6年12月31日）に、不動産鑑定業に従事した期間が通算して3年間以上あること。</u> <u>なお、当該3年6か月の間に、出産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）若しくは出産後8週間の期間又は1歳未満の子を養育する期間があった者にあつては、それらの期間を除いた通算で3年6か月の間とする。</u> <u>B 上記(イ)Bに掲げる条件</u> ハ 不動産鑑定評価法第40条の規定による懲戒処分を受けた場合においては、令和<u>7</u>年7月1日時点において、その処分に係る不利益処分が終わった日から3年を経過していること。 ニ 鑑定評価員会議の運営に協力し、公的土地評価相互の均衡に十分配慮することができる者であること。 ホ 鑑定評価員会議の運営に当たっては、主幹又は副主幹の指示に従うこと。	ハ 不動産鑑定評価法第40条の規定による懲戒処分を受けた場合においては、令和<u>6</u>年7月1日時点において、その処分に係る不利益処分が終わった日から3年を経過していること。 ニ 同左 ホ 同左
--	---

※ 国税局によって記載ぶりが異なることがあります。